○広島大学通則
(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)
広島大学通則
目次
第 1 章 総則(第 1 条－第 9 条)
第 2 章 入学(第 10 条－第 18 条)
第 3 章 教育課程(第 19 条－第 27 条)
第 4 章 他の大学等における授業科目の履修(第 28 条－第 31 条)
第 5 章 休学及び退学(第 32 条－第 35 条)
第 6 章 転学部，転学科及び転学(第 36 条－第 38 条)
第 7 章 賞罰及び除籍(第 39 条－第 43 条)
第 8 章 卒業及び学位の授与(第 44 条－第 46 条)
第 9 章 授業料(第 47 条－第 51 条)
第 10 章 研究生，科目等履修生，短期国際交流学生及び外国人特別学生等(第
52 条－第 54 条)
第 11 章 厚生施設等(第 55 条・第 56 条)
附則

第 1 章 総則
(趣旨)
第 1 条 この通則は，広島大学学則(平成 16 年4月1 日規則第 1 号)第 18 条の規
定に基づき，広島大学(以下「本学」という。)の学部の学生の修学に関し必要
な事項を定めるものとする。
(学科，類及びコース)
第 2 条 本学の学部に，次の学科又は類を置く。
総合科学部 総合科学科
 国際共創学科
文学部 人文学科
教育学部 第一類(学校教育系)
 第二類(科学文化教育系)
 第三類(言語文化教育系)
 第四類(生涯活動教育系)
 第五類(人間形成基礎系)
法学部 法学科
経済学部 経済学科
理学部 数学科
 物理学科

化学科
 生物科学科
 地球惑星システム学科
医学部 医学科
 保健学科
歯学部 歯学科
 口腔健康科学科
薬学部 薬学科
 薬科学科
工学部 第一類(機械・輸送・材料・エネルギー系)
 第二類(電気電子・システム情報系)
 第三類(応用化学・生物工学・化学工学系)
 第四類(建設・環境系)
生物生産学部 生物生産学科
情報科学部 情報科学科
2 法学部及び経済学部は昼夜開講制とし，昼間に授業を行うコース(以下「昼間
コース」という。)及び主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コー
ス」という。)を置く。
(教育研究上の目的)
第 2 条の 2 学部は，本学の理念に立脚し，それぞれ固有の教育目標を明確に掲
げるとともに，その目標を達成するための教育研究を通じて，基礎力と応用
力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。
2 学部，学科，類等ごとの教育研究上の目的については，各学部細則で定め
る。
(収容定員)
第 3 条 本学の収容定員は，別表のとおりとする。
(修業年限)
第 4 条 本学の修業年限は，4 年とする。ただし，医学部医学科，歯学部歯学科
及び薬学部薬学科にあっては，6 年とする。
第 5 条 第 52 条の 2 に規定する本学の科目等履修生として，一定の単位を修得
した者が本学に入学した場合において，当該単位の修得により当該学部の教
育課程の一部を履修したと認められるときは，修得した単位数その他の事項
を勘案して学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし，
その期間は，当該学部の修業年限の 2 分の 1 を超えないものとする。
(在学年限)
第 6 条 本学の学部(医学部医学科，歯学部歯学科，薬学部薬学科及び工学部を
除く。)の在学年限は，8 年とする。

2 医学部医学科，歯学部歯学科及び薬学部薬学科の在学年限は，12 年とする。
3 工学部の在学年限は，6 年とする。
(学年)
第 7 条 学年は，4 月 1 日に始まり，翌年 3 月 31 日に終わる。
(学期)
第 8 条 学年は，前期及び後期の 2 期に分け，前期を 4 月 1 日から 9 月 30 日ま
で，後期を 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
2 前項に定める各学期は，前半及び後半に分けることができる。
3 前期の前半を第 1 ターム，後半を第 2 ターム，後期の前半を第 3 ターム，後
半を第 4 タームとする。
(休業日)
第 9 条 学年中の定期休業日は，次のとおりとする。
(1) 日曜日及び土曜日
(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
(3) 春季休業 4 月 1 日から 4 月 7 日まで
(4) 夏季休業 8 月 11 日から 9 月 30 日まで
(5) 冬季休業 12 月 26 日から翌年1月5 日まで
2 学長は，特別の事情があるときは，前項第 3 号から第 5 号までの休業日を変
更することができる。
3 臨時の休業日は，その都度別に定める。
4 特別の事情があるときは，前 3 項に定める休業日に授業を実施することがで
きる。
第 2 章 入学
(入学の時期)
第 10 条 入学の時期は，学年の始めとする。
2 前項の規定にかかわらず，学期の始めに入学させることができる。
(入学資格)
第 11 条 本学に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者
とする。
(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課
程によりこれに相当する学校教育を修了した者
(3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ず
る者で文部科学大臣の指定したもの
(4) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大
臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するもの
を文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定し
た在外教育施設の当該課程を修了した者
(6) 文部科学大臣の指定した者
(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高
等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止
前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格
検定に合格した者を含む。)
(8) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 90 条第 2 項の規定により大学に入
学した者であって，本学において，大学における教育を受けるにふさわし
い学力があると認めたもの
(9) 本学において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同
等以上の学力があると認めた者で，18 歳に達したもの
(入学出願手続)
第 12 条 本学に入学を志願する者は，所定の期間内に，検定料 17,000 円(夜間
主コースにあっては 10,000 円)を納付の上，別に定める書類(以下「出願書
類」という。)を本学に提出しなければならない。
2 第 13 条に規定する入学試験において，出願書類等による選抜(以下「第 1 段
階目の選抜」という。)を行い，その合格者に限り学力検査その他による選抜
(以下「第 2 段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は，前項の規定
にかかわらず，第 1 段階目の選抜に係る額は 4,000 円(夜間主コースにあって
は 2,200 円)とし，第 2 段階目の選抜に係る額は 13,000 円(夜間主コースにあ
っては 7,800 円)とする。
3 第 1 項の規定は，第 14 条，第 18 条又は第 38 条の規定により入学を志願する
場合について準用する。ただし，検定料の額は，30,000 円(夜間主コースにあ
っては 18,000 円)とする。
(検定料の免除)
第 12 条の 2 前条の規定にかかわらず，特別の事情がある者には，検定料を免
除することができる。
2 検定料の免除に関し必要な事項は，別に定める。
(入学試験)
第 13 条 入学志願者に対しては，入学試験を行う。
2 前項の入学試験については，別に定める。
(学士入学及び再入学)
第 14 条 本学は，次の各号のいずれかに該当する者については，前条の規定に
かかわらず，選考の上，学士入学として入学を許可することができる。
(1) 本学の一の学部を卒業して，更に同一学部の他の学科若しくは類又は他
の学部に入学を願い出た者

(2) 他の大学の学部を卒業し本学に入学を願い出た者
(3) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により独立行政法人大学改革支援・学
位授与機構から学士の学位を授与され本学に入学を願い出た者
2 本学は，前条及び前項の規定にかかわらず，本学を退学し同一学部に入学を
願い出た者については，選考の上，再入学として入学を許可することができ
る。
3 前 2 項による入学者の既修得単位，修業年限及び在学年限の認定は，当該学
部の教授会の議を経て，学部長が行う。
(合格者の決定)
第 15 条 入学を許可すべき者は，各学部の教授会の議を経て，学長が決定す
る。
(入学手続)
第 16 条 入学の許可を受けようとする者は，指定の期日までに，別に定める書
類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに，入学料 282,000 円
(夜間主コースにあっては 141,000 円)を納付しなければならない。
(入学料の免除及び徴収猶予)
第 16 条の 2 前条の規定にかかわらず，特別の事情がある者には，入学料の全
額又は半額を免除し，又はその徴収を猶予することができる。
2 前条の規定にかかわらず，別に定める広島大学フェニックス奨学制度による
奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)には，入学料の全額を免除する
ことができる。
3 前 2 項に定めるもののほか，入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項
は，別に定める。
(入学許可)
第 16 条の 3 学長は，第 16 条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収
猶予の許可申請中の者及びフェニックス奨学生申請中の者を含む。)に入学を
許可する。
(検定料及び入学料の返還)
第 17 条 既納の検定料及び入学料は，返還しない。
2 前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当するときは，納付した
者の申出により，当該各号に規定する額を返還する。
(1) 第 13 条の入学試験において，第 1 段階目の選抜を行い，第 2 段階目の選
抜を行う場合に，検定料を納付した者が第 1 段階目の選抜で不合格となっ
たとき 13,000 円(夜間主コースにあっては 7,800 円)
(2) 第 12 条第 1 項の規定による一般選抜の出願の受付後に，検定料を納付し
た者が大学入学共通テストの受験科目の不足等による出願無資格者である
ことが判明したとき 13,000 円(夜間主コースにあっては 7,800 円)

(3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当
額
(4) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学料
相当額
(編入学)
第 18 条 本学は，第 11 条及び第 14 条の規定にかかわらず，本学の第 3 年次又
は第 2 年次に入学を志願する者については，試験の上，編入学を許可するこ
とができる。
2 編入学の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。
第 3 章 教育課程
(教育課程の編成及び履修方法等)
第 19 条 本学の教育課程は，本学の理念に基づき，学部及び学科又は類等の特
色を生かして，教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設
し，教育プログラムとして，体系的に編成するものとする。
2 授業科目は，教養教育科目及び専門教育科目に区分する。
3 前項に規定する授業科目及びその履修方法は，教養教育に関する規則及び各
学部細則で定める。
4 教育課程の履修上の区分として，細目の区分を設ける必要があるときは，教
養教育に関する規則及び各学部細則の定めるところによる。
5 教育プログラムに関し必要な事項は，別に定める。
(授業の方法)
第 19 条の 2 授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより
又はこれらの併用により行うものとする。
2 前項の授業は，文部科学大臣が別に定めるところにより，多様なメディアを
高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができ
る。
3 第 1 項の授業は，外国において履修させることができる。前項の規定によ
り，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で
履修させる場合についても，同様とする。
(単位数の計算の基準)
第 19 条の 3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては，1 単位の授業科目を 4
5 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法
に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，
次の基準により単位数を計算するものとする。
(1) 講義及び演習については，15 時間から 30 時間までの範囲で規則等(教養
教育科目にあっては教養教育に関する規則，専門教育科目にあっては各学
部細則をいう。以下同じ。)で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験，実習及び実技については，30 時間から 45 時間までの範囲で規則
等で定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし，芸術等の分野にお
ける個人指導による実技の授業については，規則等で定める時間の授業を
もって 1 単位とすることができる。
(3) 一の授業科目について，講義，演習，実験，実習又は実技のうち二以上
の方法の併用により行う場合については，その組み合わせに応じ，前 2 号
に規定する基準を考慮して規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とす
る。
2 前項の規定にかかわらず，卒業論文，卒業研究，卒業制作等の授業科目につ
いては，これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められ
る場合には，これらに必要な学修等を考慮して，単位数を定めることができ
る。
(単位の授与)
第 19 条の 4 一の授業科目を履修した者に対しては，試験及び出席状況により
所定の単位を与える。ただし，前条第 2 項の授業科目については，各学部の
定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。
(授業科目の成績評価)
第 19 条の 5 授業科目の成績の評価は，秀，優，良，可及び不可の 5 段階と
し，秀，優，良及び可を合格，不可を不合格とする。
(履修科目の登録の上限)
第 20 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため，卒業の要件
として学生が修得すべき単位数について，学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目
として登録することができる単位数の上限は，各学部細則の定めるところに
よる。
2 各学部細則の定めるところにより，所定の単位を優れた成績をもって修得し
た学生については，次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認める
ことができる。
(日本語科目及び日本事情に関する科目)
第 21 条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間
中等教育を受けたもののために，日本語科目及び日本事情に関する科目を置
き，これらに関する授業科目を開設することができる。
2 前項の授業科目は，森戸国際高等教育学院において開設するものとする。
3 前項の規定により履修して単位を修得するときに，卒業の要件として修得す
べき単位数のうち，当該授業科目の単位で代えることができる授業科目及び
単位数等については，各学部細則の定めるところによる。
(長期にわたる教育課程の履修)

第 22 条 学生が，職業を有している等の事情により，修業年限を超えて一定の
期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出
たときは，当該学部において支障のない場合に限り，その計画的な履修(以下
「長期履修」という。)を認めることができる。
2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。
(教育課程の修了)
第 23 条 学生は，在学中所定の教育課程を修了しなければならない。
2 教育課程の修了は，所定の授業科目を履修の上，単位を修得することによ
る。
(教員の免許状授与の所要資格の取得)
第 24 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許
法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令
第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。
2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については，
各学部細則の定めるところによる。
(他学部等の授業科目の履修)
第 25 条 学生は，第 23 条第 2 項の所定の授業科目(学部の学生を対象とするも
のに限る。以下この条において同じ。)のほか，他の学部，研究科，研究科等
連係課程実施基本組織，附置研究所，教育本部，全国共同利用施設及び学内
共同教育研究施設（以下この条において「他学部等」という。）の授業科目
(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修する
ことができる。
2 学生が他学部等の授業科目を履修しようとするときは，所属学部及び当該他
学部等の定めるところにより履修するものとする。
(大学院授業科目の履修)
第 26 条 学生が，本学大学院に進学を志望し，所属学部が教育上有益と認める
ときは，学生が進学を志望する研究科又は研究科等連係課程実施基本組織の
長の許可を得て，当該研究科又は研究科等連係課程実施基本組織の授業科目
(大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修す
ることができる。
2 学生が，本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は，別に定
める。
(教育内容等の改善のための組織的な研修等)
第 27 条 本学は，授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研
究を実施するものとする。
第 4 章 他の大学等における授業科目の履修
(学生交流)

第 28 条 学生は，学長の許可を得て他の大学又は短期大学の授業科目を履修す
ることができる。
2 学部が教育上有益と認めるときは，学生が前項により修得した単位を，当該
学部の教授会の議を経て，本学の授業科目の履修により修得したものとみな
すことができる。
3 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は，次条第 3 項
及び第 4 項，第 30 条第 1 項並びに第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定により修得
したものとみなし，又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超え
ないものとする。
4 他の大学又は短期大学の学生は，学長の許可を得て本学の授業科目を履修す
ることができる。
5 学生交流に関し必要な事項は，別に定める。
(留学等)
第 29 条 学生は，外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは，学長の
許可を得て留学することができる。
2 前項の留学の期間は，本学の在学期間に算入する。
3 学部が教育上有益と認めるときは，学生が第 1 項により修得した単位を，当
該学部の教授会の議を経て，本学の授業科目の履修により修得したものとみ
なすことができる。
4 前項の規定は，外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を
我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有す
るものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であ
って，文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を
我が国において履修する場合について準用する。
5 前 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は，前条第 2
項，次条第 1 項並びに第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものと
みなし，又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものと
する。
6 外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を
有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設
であって，文部科学大臣が別に指定するものの学生は，学長の許可を得て本
学の授業科目を履修することができる。
7 留学等に関し必要な事項は，別に定める。
(大学以外の教育施設等における学修)
第 30 条 学部が教育上有益と認めるときは，学生が行う短期大学又は高等専門
学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を，当該学

部の教授会の議を経て，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与え
ることができる。
2 前項の規定により与えることができる単位数は，第 28 条第 2 項，前条第 3 項
及び第 4 項並びに次条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなし，
又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
3 短期大学又は高等専門学校の専攻科等の学生は，学長の許可を得て本学の授
業科目を履修することができる。
4 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は，別に定める。
(第 1 年次に入学した者の既修得単位等の認定)
第 31 条 学部が教育上有益と認めるときは，本学の第 1 年次に入学した者が入
学前に大学又は短期大学(外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しく
は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において
位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものを含
む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修
得した単位を含む。)を，本学の授業科目の履修により修得したものとみなす
ことができる。
2 学部が教育上有益と認めるときは，本学の第 1 年次に入学した者が入学前に
行った前条第 1 項に規定する学修を，本学における授業科目の履修とみな
し，単位を与えることができる。
3 前 2 項の規定により修得したものとみなし，又は与えることができる単位数
は，本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を
除き，第 28 条第 2 項，第 29 条第 3 項及び第 4 項並びに前条第 1 項の規定によ
り修得したものとみなし，又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位
を超えないものとする。
4 前 3 項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は，別に定める。
第 5 章 休学及び退学
(休学)
第 32 条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き 3 月以上修学でき
ないときは，当該学部長の許可を得て，休学することができる。
2 休学の期間は，引き続き 1 年を超えることができない。ただし，特別の事情
があるときは，更に 1 年以内の休学を許可することがある。
3 前 2 項の規定にかかわらず，医学部医学科の学生であって，広島大学大学院
規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 17 条第 10 号に該当する者が，大学院
医系科学研究科医歯薬学専攻の博士課程に入学するときは，当該学部長の許
可を得て，休学することができる。
4 前項の休学期間は，引き続き 4 年を超えることができない。ただし，特別の
事情があるときは，更に 1 年以内の休学を許可することがある。

5 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず，文部科学省が実施する日韓共同理工
系学部留学生事業により受け入れた韓国人留学生が兵役に服するときは，当
該学部長の許可を得て，休学することができる。
6 前項の休学期間は，兵役に服する期間とする。
7 休学期間内であっても，その事由が消滅したときは，当該学部長の許可を得
て，復学することができる。
第 33 条 休学期間(前条第 4 項及び第 6 項に規定する休学期間を除く。)は，通
算して所属学部の修業年限を超えることができない。
第 34 条 休学期間は，在学期間に算入しない。
(退学)
第 35 条 学生が退学しようとするときは，学長に願い出て許可を受けなければ
ならない。
第 6 章 転学部，転学科及び転学
(転学部)
第 36 条 学生が他の学部に移ることを志望するときは，所属学部及び志望学部
の教授会の議を経て，学長の許可を受けなければならない。
2 転学部の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。
(転学科等)
第 37 条 学生が所属学部内の他の学科又は類に移ることを志望するときは，当
該学部長の許可を受けなければならない。
2 法学部又は経済学部の学生が所属学部内の他のコースに移ることを志望する
ときは，当該学部長の許可を受けなければならない。
(転学)
第 38 条 他の大学から転学を志願する者については，当該学部の教授会の議を
経て，学長が許可する。この場合，既修得単位，修業年限及び在学年限の認
定は，当該学部の教授会の議を経て，学部長が行う。
2 学生が他の大学に転学しようとするときは，所属学部の教授会の議を経て，
学長の許可を受けなければならない。
第 7 章 賞罰及び除籍
(表彰)
第 39 条 学生に表彰に値する行為があるときは，学長は，これを表彰すること
ができる。
2 表彰に関し必要な事項は，別に定める。
(懲戒)
第 40 条 学生が本学の諸規則に違反し，学内の秩序を乱し，その他学生の本分
に反する行為をしたときは，学長は，これを懲戒する。
2 懲戒の種類は，訓告，停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は，別に定める。
第 41 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは，懲戒により退学を命ず
ることができる。
(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
(3) 正当の理由がなくて出席常でない者
(4) 学内の秩序を著しく乱した者
(5) 学生の本分に著しく反した者
第 42 条 停学が 3 月以上にわたるときは，その期間は，修業年限に算入しな
い。
(除籍)
第 43 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは，学長は，当該学部の教
授会の議を経てこれを除籍することができる。
(1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者，半額免除若しくは
徴収猶予を許可された者又はフェニックス奨学生に不採用となった者であ
って，納付すべき入学料を納付しないもの
(2) 所定の在学年限に達して，なお卒業の認定を得られない者
(3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者
第 8 章 卒業及び学位の授与
(卒業の要件)
第 44 条 第 4 条に規定する修業年限以上在学し，かつ，所定の授業科目を履修
し，各学部において定める卒業の要件として修得すべき単位数(124 単位以
上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては 188 単位以上，薬学部薬学科に
あっては 186 単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床
に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及
び薬局で行う実習に係る 20 単位以上を含む。))を修得した者には，当該学部
の教授会の議を経て，学長が卒業を認定する。
2 前項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち，第 19 条の 2 第
2 項の授業の方法により修得することができる単位数は次のとおりとする。
(1) 卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位(医学部医学科及び歯学部
歯学科にあっては 188 単位，薬学部薬学科にあっては 186 単位。以下同
じ。)の場合は，60 単位を超えないものとする。
(2) 卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位を超える場合は，第 19 条
の2第1 項の授業の方法によって 64 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科に
あっては 128 単位，薬学部薬学科にあっては 126 単位)以上の修得がなされ
ていれば，60 単位を超えることができる。
(早期卒業)

第 45 条 本学の学生(医学部医学科，歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する
学生を除く。)で当該学部に 3 年以上在学したもの(これに準ずるものとして文
部科学大臣の定めるものを含む。)が，卒業の要件として修得すべき単位を優
秀な成績をもって修得したと認められ，かつ，当該学部において学校教育法
施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 147 条に定める要件を満たしている場
合には，第 4 条の規定にかかわらず当該学部の教授会の議を経て，学長が卒
業を認定することができる。
(卒業証書及び学位の授与)
第 46 条 卒業の認定を受けた者には，学長が卒業証書及び学士の学位を授与す
る。
2 学士の学位の授与に関し必要な事項は，別に定める。
第 9 章 授業料
(授業料)
第 47 条 授業料の年額は，535,800 円(夜間主コースにあっては 267,900 円)と
する。ただし，第 22 条により長期履修を認められた者については，長期履修
を認められた時点における残りの修業年限に相当する年数に授業料の年額を
乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に 10 円未満の端
数があるときは，これを切り上げた額)とする。
2 前項に定める授業料は，前期及び後期に区分し，各期ごとに年額の 2 分の 1
に相当する額を納付するものとし，前期にあっては 4 月，後期にあっては 10ࠈ䭂啇╙傠を納଍狹�鷰薀蟰肰0
2 前条の規定にかかわとし，前ᮌこめࢇに
2 授業者については㹚は前条の規ᒐŀ

6 前項各号に定める月割の計算による額は，第 1 項に定める授業料の年額の 12
分の 1 に相当する額(その額に 10 円未満の端数があるときは，これを切り上げ
た額)とする。
7 既に長期履修を認められている者が長期履修の期間を短縮することを認めら
れたときは，当該短縮後の期間に応じて第 1 項ただし書の規定により定めら
れた授業料に当該者が在学した期間の年数(その期間に 1 年に満たない端数が
あるときは，これを切り上げた年数。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者
が在学した期間(学年の中途にあっては，当該学年の終了までの期間とする。
以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を，長期履修の期間の短
縮を認められた時に納付するものとする。ただし，当該短縮後の期間が修業
年限に相当する期間のときは，第 1 項本文に定める授業料に当該者が在学し
た期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料
の総額を控除した額を納付するものとする。
8 所定の期日までに授業料を納付しないときは，掲示等により本人及び父母等
に督促する。
(授業料の免除及び徴収猶予)
第 48 条 経済的理由により納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる学
生又は特別の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生
に対しては，授業料の全額若しくは半額を免除し，又はその徴収を猶予し，
若しくは月割分納を許可することができる。
2 前項に定めるもののほか，フェニックス奨学生に対しては，授業料の全額を
免除することができる。
3 前 2 項に定めるもののほか，別に定める広島大学光り輝く奨学制度による奨
学生に対しては，授業料の全額を免除することができる。
4 前 3 項に定めるもののほか，授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項
は，別に定める。
(休学者の授業料)
第 49 条 休学中は，授業料を免除する。
(退学者等の授業料)
第 50 条 退学又は懲戒退学の者もその期の授業料は，納付しなければならな
い。
2 停学を命ぜられた者は，その期間中も授業料を納付しなければならない。
(授業料の返還)
第 51 条 既納の授業料は，返還しない。
2 前項の規定にかかわらず，授業料を納付した者が次の各号のいずれかに該当
するときは，納付した者(第 4 号にあっては父母等)の申出により，当該各号に
規定する授業料に相当する額を返還する。

(1) 入学の時期までに入学を辞退したとき 授業料の全額
(2) 休学を許可されたとき その許可された期間の授業料に相当する額
(3) 9 月 30 日以前に退学を許可されたとき 後期分の授業料に相当する額
(4) 死亡したとき 死亡した日の属する月の翌月以降の授業料に相当する額
第 10 章 研究生，科目等履修生，短期国際交流学生及び外国人特別学生
等
(研究生)
第 52 条 本学の学生以外の者で，本学において特定の事項について研究するこ
とを志願するものがあるときは，教育研究に支障のない場合に限り，選考の
上，研究生として入学を許可することができる。
2 研究生に関し必要な事項は，別に定める。
(科目等履修生)
第 52 条の 2 本学の学生以外の者で，本学において一又は複数の授業科目を履
修することを志願するものがあるときは，教育研究に支障のない場合に限
り，選考の上，科目等履修生として入学を許可することができる。
2 科目等履修生に関し必要な事項は，別に定める。
(短期国際交流学生)
第 52 条の 3 外国の大学等の学生で，外国の大学等の教育課程の一環として，
本学が実施する研修を受けることを志願するものがあるときは，教育研究に
支障のない場合に限り，選考の上，短期国際交流学生として入学を許可する
ことができる。
2 外国の大学等とは，次の各号に掲げるものとする。
(1) 外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。)
(2) 外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校
教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に
指定するもの
(3) 国際連合大学(国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定
の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1
972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立されたものをいう。)
3 短期国際交流学生に関し必要な事項は，別に定める。
(外国人特別学生)
第 53 条 第 13 条，第 14 条及び第 18 条の規定によらないで入学を志願する外国
人は，外国人特別学生として選考の上，入学を許可することができる。
(履修証明プログラム)
第 53 条の 2 本学の教育研究上の資源を活かし，社会人等への学習の機会を積
極的に提供するため，本学に学校教育法第 105 条に規定する特別の課程として
履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は，別に定める。
(公開講座)
第 54 条 本学の教育研究を広く社会に開放し，地域住民への学習の機会を積極
的に提供するため，本学に公開講座を開設することができる。
2 公開講座に関し必要な事項は，別に定める。
第 11 章 厚生施設等
(厚生施設)
第 55 条 本学に，学生宿舎その他の厚生施設を設ける。
2 前項の施設に関し必要な事項は，別に定める。
(雑則)
第 56 条 学部長は，学部細則を改正したときは，学長に報告するものとする。
2 この通則に定めるもののほか，学部の学生の修学に関し必要な事項は，別に
定める。
附 則
1 この通則は，平成 16年4月1 日から施行する。
2 法学部夜間主コース及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は，別表の
規定にかかわらず，平成 16 年度から平成 18 年度までにあっては，次の表のと
おりとする。
学部名 学科等名 収容定員
平成 16 年度 平成 17 年度 平成 18 年度
法学部 法学科夜間主コース 270 240 210
計 850 820 790
総 計 9,840 9,790 9,760
3 経済学部夜間主コース及び学部の収容定員，生物生産学部の収容定員並びに
全学部の収容定員は，別表の規定にかかわらず，平成 16 年度にあっては，次
の表のとおりとする。
学部名 学科等名 収容定員
経済学部 経済学科夜間主コース 270
計 890
生物生産学部 生物生産学科 390
計 390
総 計 9,840
4 平成 15 年度以前に入学した学生の教育課程及び卒業要件等については，この
通則の規定にかかわらず，なお従前の例による。
5 平成 16 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学，学士入学，転
入学又は再入学する者の教育課程における旧広島大学通則(昭和 26 年 10 月 1

日制定。以下「旧規程」という。)については，この通則の施行後もなおその
効力を有する。
6 この通則の施行の際旧規程附則により存続するものとされた学部，学科及び
課程については，なお存続するものとする。
7 医学部の医学科及び学部並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は，別
表の規定にかかわらず，令和 2 年度から令和 8 年度までにあっては，次の表の
とおりとする。
年度 入学定員 収容定員
医学科 医学部計 総計 医学科 医学部計 総計
令和 2 年度 118 238 2,336 718 1,198 9,922
令和 3 年度 118 238 2,336 716 1,196 9,930
令和 4 年度 701 1,181 9,915
令和 5 年度 686 1,166 9,900
令和 6 年度 671 1,151 9,885
令和 7 年度 656 1,136 9,870
令和 8 年度 643 1,123 9,857
8 医学部の医学科及び学部並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は，別
表の規定にかかわらず，令和 4 年度から令和 9 年度までにあっては，次の表の
とおりとする。
年度 入学定員 収容定員
医学科 医学部計 総計 医学科 医学部計 総計
令和 4 年度 118 238 2,336 714 1,194 9,928
令和 5 年度 699 1,179 9,913
令和 6 年度 684 1,164 9,898
令和 7 年度 669 1,149 9,883
令和 8 年度 656 1,136 9,870
令和 9 年度 643 1,123 9,857

(略)

附 則
1 この規則は，令和5年4月1 日から施行する。
2 医学部の医学科及び学部の入学定員並びに全学部の入学定員並びに教育学部
の第一類(学校教育系)及び学部の収容定員，医学部の医学科及び学部の収容定
員，情報科学部の情報科学科及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員
は，この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず，令和 5
年度から令和 10 年度までにあっては，次の表のとおりとする。

学部名 学科等名 入学定

員 収容定員

令和 5
年度

令和 5
年度

令和 6
年度

令和 7
年度

令和 8
年度

令和 9
年度

令和 10
年度

教育学

部

第一類(学校

教育系) 608 588 568

計 1,760 1,740 1,720 医学部 医学科 118 712 697 682 669 656 643

計 238 1,192 1,177 1,162 1,149 1,136 1,123

情報科
学部

情報科学科 400 470 540 計 400 470 540 総 計 2,386 9,976 10,011 10,046 10,083 10,070 10,057

別表(第 3 条関係)

収容定員
学部名 学科等名 入学定員

編入学定
員

収容定
員

総合科学部 総合科学科 120 480

国際共創学科 40 160 計 160 640

文学部 人文学科 130 10 540

計 130 10 540 教育学部 第一類(学校教育系) 137 548 第二類(科学文化教育系) 82 328 第三類(言語文化教育系) 73 292

第四類(生涯活動教育系) 81 324

第五類(人間形成 基礎系) 52 208

計 425 1,700

法学部 法学科 昼間コース 140 10 580

夜間主コース 30 10 140 計 170 20 720 経済学部 経済学科 昼間コース 150 5 610 夜間主コース 45 5 190

計 195 10 800

理学部
数学科 47 10 188

物理学科 66 264

化学科 59 236

生物科学科 34 136

地球惑星システム学科 24 96

計 230 10 940

医学部 医学科 105 630

保健学科 120

480

計 225

1,110

歯学部 歯学科 53

318

口腔健康科学科 40 160

計 93

478

薬学部 薬学科 38 228

薬科学科 22 88

計 60 316

工学部

第一類(機械・輸送・材料・エネルギ

ー系)

150 5 610

第二類(電気電子・システム情報系) 90 3 366

第三類(応用化学・生物工学・化学工

学系)

115 4 468

第四類(建設・環境系) 90 3 366

計 445 15 1,810

生物生産学

部

生物生産学科 90 10 380

計 90 10 380

情報科学部 情報科学科 150 5 610
計 150 5 610

総 計 2,373 80 10,044